

平成30年2月23日提出

熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第97号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第9条を次のように改める。

第9条 削除

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に指定を受けている指定障害者支援施設等であってこの条例による改正前の熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条及び第9条の規定の適用を受けていたものに係る人員及び設備に関する基準については、この条例による改正後の熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第4条及び第8条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。

(提出理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第2号)の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号)の一部改正に伴い、指定障害者支援施設等に係る基準を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。